平成２５年（フ）第１１２９号
大阪府松原市阿保３丁目17番12号
債務者　原　　範章
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３５号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅５棟105号
債務者　芦野　吉信
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４５号
堺市堺区南清水町３丁６番19号、前住所堺市堺区北庄町１丁７番１―324号
債務者　田ノ本寿美こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７９号
大阪府羽曳野市河原城89番地の１　エステートモモＡ棟102号
債務者　初田加奈小
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１８２号
堺市西区浜寺石津町東４丁２番23―501号
債務者　松本　大志（旧氏名松本恵里香）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
徳島県小松島市和田島町字遠見50番地の６、旧住所徳島県小松島市和田島町字遠見79番地の19
債務者　大和　秀幸
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
徳島県徳島市応神町古川字戎子野89番地の１、旧住所愛媛県今治市玉川町桂甲43番地
債務者　山本　英二（旧姓曲渕）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６１号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野183番地３第１藍住マンション406号
債務者　佐藤　和子（旧姓黒濟）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８号
石川県加賀市山代温泉北部３丁目88番地
債務者　與儀　一枝
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９９号
石川県小松市日の出町３丁目195番地、従前の住所石川県小松市土居原町148番地
債務者　北村　義統
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第６３号
長野県伊那市上新田2507番地１　サープラス小林２―202号
債務者　富永由美子（旧姓登内）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４０６１号
大阪府枚方市田口山１丁目35番６―202号
債務者　川畑　義貴
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６２号
大阪市港区池島３丁目８番１―908号
債務者　高野　清治
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府枚方市牧野北町８番１―307号
債務者　松浦　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４７号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目８番31号リンクスイン東大阪パート１　208号室
債務者　井島　祐子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１６６号
大阪市城東区野江１丁目７番24―1110号
債務者　大木場直子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６８号
大阪府東大阪市旭町６番２号
債務者　大上　俊哉
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部